

笑美の湯 料金表

事業所番号:1176514345

【通所介護】

項目	単位	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額				
			負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割		
通常規 模型	2時間以上～3時間未満	介1	270	2,883	289	577	865
		介2	309	3,300	330	660	990
		介3	350	3,738	374	748	1,122
		介4	390	4,165	417	833	1,250
		介5	430	4,592	460	919	1,378
	3時間以上～4時間未満	介1	368	3,930	393	786	1,179
		介2	421	4,496	450	900	1,349
		介3	477	5,094	510	1,019	1,529
		介4	530	5,660	566	1,132	1,698
		介5	585	6,247	625	1,250	1,875
	4時間以上～5時間未満	介1	386	4,122	413	825	1,237
		介2	442	4,720	472	944	1,416
		介3	500	5,340	534	1,068	1,602
		介4	557	5,948	595	1,190	1,785
		介5	614	6,557	656	1,312	1,968
	5時間以上～6時間未満	介1	567	6,055	606	1,211	1,817
		介2	670	7,155	716	1,431	2,147
		介3	773	8,255	826	1,651	2,477
		介4	876	9,355	936	1,871	2,807
		介5	979	10,455	1,046	2,091	3,137
	6時間以上～7時間未満	介1	581	6,205	621	1,241	1,862
		介2	686	7,326	733	1,466	2,198
		介3	792	8,458	846	1,692	2,538
		介4	897	9,579	958	1,916	2,874
		介5	1,003	10,712	1,072	2,143	3,214
7時間以上～8時間未満	介1	655	6,995	700	1,399	2,099	
	介2	773	8,255	826	1,651	2,477	
	介3	896	9,569	957	1,914	2,871	
	介4	1,018	10,872	1,088	2,175	3,262	
	介5	1,142	12,196	1,220	2,440	3,659	
8時間以上～9時間未満	介1	666	7,112	712	1,423	2,134	
	介2	787	8,405	841	1,681	2,522	
	介3	911	9,729	973	1,946	2,919	
	介4	1,036	11,064	1,107	2,213	3,320	
	介5	1,162	12,410	1,241	2,482	3,723	
加算	入浴介助加算(Ⅰ)	40	427	43	86	129	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	85	907	91	182	273	
	サービス提供体制加算(Ⅱ)	18	192	20	39	58	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	0.059	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の59に相当する単位数となります。				
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	0.012	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の10に相当する単位数となります。				

※「1日あたりの利用料金」は「単位」に10.68(加算)を乗じた額です。

※上記時間は送迎時に実施しました居宅内介助(電気等の点消灯、窓・ドアの施錠、ベッドへの移乗等)の時間も含まれます。

※送迎を行わない場合は、1日あたり利用料金から、片道501円が差し引かれます。但し、介護保険適用時の自己負担額差し引き額は負担割合1割51円、負担割合2割101円です。

《さいたま市日常生活支援総合事業》

【介護予防通所介護サービス】

項 目	単 位	1月あたりの 利用料金	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額			
			負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
事業対象者・要支援1	1,672	17,856	1,786	3,572	5,357	
要支援2	3,428	36,611	3,662	7,323	10,984	
加算	運動器機能向上加算	225	2,403	241	481	721
	サービス提供体制加算(Ⅱ)	支1	72	77	154	231
		支2	144	1,537	154	308
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	0.059	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の59に相当する単位数となります。			
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	0.012	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の10に相当する単位数となります。			

※「1日あたりの利用料金」は「単位」に10.68(加算)を乗じた額です。

《上尾市日常生活支援総合事業》

【通所型サービス】

項 目	単 位	1月あたりの 利用料金	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額			
			負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
事業対象者・要支援1	1,672	17,171	1,718	3,435	5,152	
要支援2(週1回)	1,714	17,602	1,761	3,521	5,281	
要支援2(週2回)	3,428	35,205	3,521	7,041	10,562	
加算	運動器機能向上加算	225	2,310	231	462	693
	サービス提供体制加算(Ⅱ)	支1	72	74	148	222
		支2	144	1,478	148	296
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	0.059	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の59に相当する単位数となります。			
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	0.012	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の10に相当する単位数となります。			

※「1日あたりの利用料金」は「単位」に10.27(加算)を乗じた額です。